

事 務 連 絡  
令和6年12月2日

各都道府県及び指定都市  
食品ロス削減に関する窓口担当部局 御担当各位

消費者庁 消費者教育推進課  
食品ロス削減推進室

令和6年度下期 食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座  
の開催について（依頼）

日頃より消費者行政、特に食品ロス削減の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年度から開催している食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座（計5期）においては、各地方公共団体から呼びかけを頂いたことにより、多くの参加者がございました。また、このうち、約3,200人が登録申請により、サポーターとして認定されて、御活動いただいております。

各地方公共団体の御担当者におかれましては、呼びかけやサポーターの御支援等の御協力をいただき、誠にありがとうございます。

今般、大変好評につき、令和6年度下期として、令和7年2月に食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座を開催することとしました。

つきましては、地域の団体等宛てに、別添案内文を送付いただくとともに、講座への参加に向けて御周知くださいますようお願い申し上げます。また、参加申込については、別添日程受講確認票に参加可能な日を御記入の上、【令和7年1月17日（金）】までに、団体等から消費者庁へ直接メールにて御回答ください。

なお、地方公共団体職員でサポーター登録を希望される方も御参加可能です。

参加希望団体の情報は、後日、消費者庁から各都道府県及び指定都市へ共有しますので、当該団体へ、消費者庁が各都道府県及び指定都市に既に提供しているガイドブックを配付いただきますようお願いいたします。（配付にあたっては、各自治体でご負担をお願いいたします。）

【別添】 案内文「食品ロス削減推進サポーター育成講座の開催について（団体向け）」  
受講日程確認票「食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」  
チラシ「令和6年度下期 食品ロス削減推進サポーター育成オンライン講座」

【問い合わせ先】

消費者庁 消費者教育推進課 食品ロス削減推進室  
担当：松井、須田、橋本  
電話：03-3507-9244（直通）  
メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp

## 消費者庁開催「食品ロス削減推進サポーター育成講座」受講の流れ

### <講座の開催まで>

- ① 消費者庁が、都道府県及び指定都市に対して、講座の案内と受講者募集の依頼
- ② 都道府県、指定都市は、管轄下の市町村及び地域の活動団体等に対して、上記①の講座と受講者募集の案内
- ③ 受講希望団体等は、受講希望会員をとりまとめ、消費者庁に申込
- ④ 消費者庁は、受講希望団体の情報を団体が所在する都道府県又は指定都市にお知らせ
- ⑤ 都道府県又は指定都市は、消費者庁が既に提供しているガイドブックを、受講希望団体へ配付
- ⑥ 消費者庁は、講座の詳細を、受講団体窓口（代表）宛てにお知らせ
- ⑦ 受講希望団体は、受講者に講座の詳細を共有

### <講座の開催>

- ⑧ 消費者庁主催で、サポーター育成の主旨の説明、及びガイドブックを使用した育成講座を開催
- ⑨ 受講者は、受講後に、試験（問題・小論文）を各自受験

※試験の解答は、団体の代表者もしくはご本人でガイドブック等を参照しながら、採点していただきます。解答が誤っていても、ガイドブックを再度確認し、復習していただくことで、再試験等は必要ございません。小論文も、サポーターとしての目標を明確に記載いただくことで、サポーターの活動の際の意識付けとしていただきます。このため、試験（問題＋小論文）の合否は、特段設けません。

### <サポーター登録>

- ⑩ 受講者がサポーター登録を希望する場合は、各団体窓口（代表）が消費者庁へ申請※
- ⑪ 消費者庁は、認定手続きを実施の上、受講者の認定証を、受講者団体窓口宛てへ郵送（各受講者へは、団体を介して受け渡し）
- ⑫ 消費者庁は団体が所在する地方公共団体（都道府県、及び指定都市又は市区町村）に対して、上記⑪のサポーター登録状況を共有

※申請書は別途案内

## **(参考) 食品ロス削減推進サポーター制度に関する詳細**

以下ウェブサイトをご確認ください。

### **○消費者庁食品ロス削減特設サイト**

**食品ロス削減推進サポーター向けページ**

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/supporter/>